

長山地区 景観形成基準チェックシート（建築物・工作物）

届出日	年 月 日	届出者	
行為の場所	輪島市		
	輪島景観重点地区（長山地区）		
行為の種類	<input type="checkbox"/> 建築物		<input type="checkbox"/> 工作物
	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観の変更 （ <input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替 <input type="checkbox"/> 色彩変更）		
周辺景観の特性			

項目		景観形成基準	配慮・措置の内容	※適否
建築物	共通事項	輪島の景観づくりを進めてきた「馬場崎・駅前地区」につながる区間であるため、市街地への連続性を創出し、落ち着いたある輪島らしい景観を目指す		
	形態・素材	輪島の伝統的な建築デザインを参考に、現代建築の素材、技術を応用した、蔵風のまちなみを目指す		
		屋根は、瓦もしくは鋼板等の勾配屋根を基本とする 外壁等は、自然素材（木、土壁等）との調和性が高い現代建築素材（金属、モルタル、コンクリート、ガラスなど）をベースに、自然素材（漆喰、土、木材、石材など）の使用も検討する		
	色彩	屋根は黒を基調色とする		
		外壁の基調色は、落ち着いた色彩（白、黒、灰色等のモノトーン、ベージュ、茶系等）とし原色は避ける		
	高さ	通りに面する場所は2～3階とする		
4階以上は後退するなどまちなみに配慮する				
外溝	建物前面部	ゆとりの空間を確保し、緑化やベンチを置くなど、まちなみにゆとりを持たせる		
		緑化の際には、輪島らしい樹種を積極的に用いる		
		自動販売機の設置はなるべく避ける（設置する場合には色彩に配慮する）		

	駐車場	出入口を限定するなど街並みの連続性に配慮する		
		敷地全体が駐車場の場合は、板塀の設置や緑化など景観的な配慮を行う		
	看板・広告	石川県が定める「いしかわ景観総合条例」において、良好な景観保全を行う地域である「第1種禁止地域」の基準を基本とする ※自家用広告物に限る		

備考

1. 配慮・措置の状況については、できる限り具体的に記述してください。
2. ※欄は記入しないでください。